

天守台北面石垣における石材片及びモルタル片の落下について

1 石垣石材片落下の概要

(1) 発生日時

令和2年10月9日～10月11日の間

(2) 発生場所

名古屋城本丸 大天守台北面石垣

(3) 状況

- ・石垣面より剥落したと思われる石材片（30cm×20cm×10cm）を確認。
- ・石垣面を確認し、堀底から高さ7m程の地点で、石垣が剥落したとみられる痕跡を発見し、石材片が剥落したものと判断。
- ・石材片落下発見後は、文化財保護室学芸員に報告するなど、「特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策」（以下「再発防止対策」）に準じた対応を行った

(4) 経緯

日 時	内 容
10月 9日 午後	現場確認。異常は認められず
10月12日 午前8時	業者の作業員が落下した石材片を発見し、名古屋城調査研究センター（以下「調査研究センター」）学芸員へ報告
10月13日	教育委員会事務局文化財保護室（以下「文化財保護室」）へ報告。同室よりき損届作成の指示
10月20日	観光文化交流局長へ報告
11月 2日	き損届（案）を文化財保護室へ提出。
11月 6日	文化財保護室より修正の指示
11月13日	文化財保護室よりき損届及びき損届遅延に係る顛末書の早急な提出の指示
11月16日	文化財保護室長が文化庁主任文化財調査官へ電話報告
11月17日	文化財保護室へき損届及び顛末書を提出
11月24日	名古屋城総合事務所長及び文化財保護室長等が文化庁を訪問。き損の状況及びき損届の遅延を報告

(5) 状況写真

写真1 落下した石材片の本来の位置

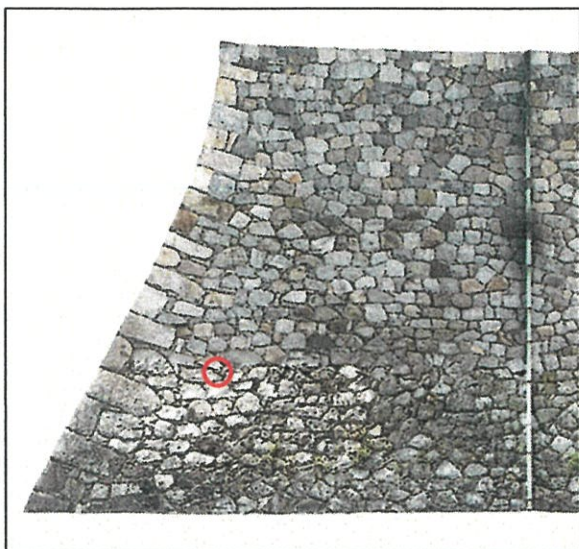


写真2 石材片落下後の状況



写真3 落下した石材片



2 モルタル片落下の概要

(1) 発生日時

令和2年10月14日 午後3時38分

(2) 発生場所

名古屋城本丸 大天守台北面石垣

(3) 状況

- ・調査研究センター学芸員立会いのもと、レーダー探査を実施していたところ、落下音を確認。堀底にモルタル片（約8cm角）を発見
- ・石垣面を確認し、堀底から高さ3m程の地点で、モルタルが破損したとみられる痕跡を発見
- ・レーダー探査装置のアンテナ又はケーブルなどが、石垣面より突出したモルタルに当たり、モルタルが破損、落下したものと判断
- ・モルタル片の落下発生後は、再発防止対策に従い、文化財保護室に連絡し、同室学芸員と協議を行った
- ・なお、レーダー探査は、再発防止対策に従い、計画段階より必要な打ち合わせを行い、機材搬入及び探査の実施にあたっては学芸員が立会った

(4) 経緯

日時	内容
10月14日 午後3時38分	レーダー探査中にモルタル片が落下。 モルタル片は回収し、レーダー探査を続行
午後5時	立会担当学芸員が調査研究センター副所長へ報告。 現地確認するも、モルタル片の付着場所は確認できず 名古屋城総合事務所長、保存整備室及びレーダー探査等の 契約先である竹中工務店へ連絡 施工業者より作業状況を聞き取り
10月15日 午前9時	モルタル片の付着場所を特定、文化財保護室へ連絡。 竹中工務店に対し、現地作業の一時中止を指示
午後	文化財保護室が現地確認。同室よりき損届作成の指示
10月16日	文化財保護室が、石垣面保護のための対策、作業手順等 を確認した後、現地作業再開。
10月20日	観光文化交流局長へ報告
10月23日	き損届（案）を文化財保護室へ提出、同室より修正の指示
11月6日	き損届（案）を文化財保護室へ再提出、同室より再修正の 指示
11月11日	き損届を文化財保護室へ提出、同室よりき損届遅延に係 る顛末書の提出指示
11月16日	文化財保護室長が文化庁主任文化財調査官へ電話報告
11月17日	顛末書を文化財保護室へ提出
11月24日	名古屋城総合事務所長及び文化財保護室長等が文化庁を 訪問。き損の状況及びき損届の遅延を報告

(5) 状況写真

写真1 モルタル片が付着していた位置 (大天守台東半)

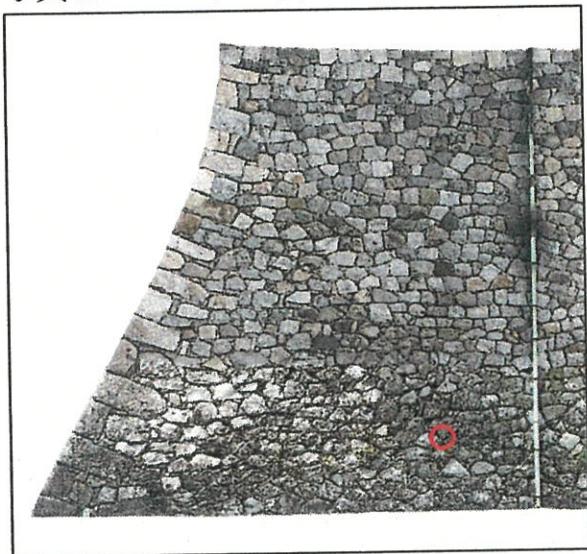


写真2 モルタル片の付着状況



写真3 落下したモルタル片



3 き損届の遅延理由

- ・これまでの慣例に従い、き損届を作成するとした。しかしながら、文化財保護法に定められた期日を遵守するという意識が希薄であった
- ・同時期にほぼ同じ場所で、原因の異なる石材片の落下とモルタル片の落下が発生したことから、き損届の作成主体が、調査研究センターであるか、あるいは保存整備室であるか、混乱が生じた
- ・文化庁への提出書類であるため、慎重に事務を行うことを重視した結果、名古屋城内の複数部署間の調整に時間を要した
- ・き損届作成の進捗状況を適切に管理できなかった

4 き損届に係る文化庁の見解

- ・文化財にき損が生じたかどうかは本質であって、史跡の範囲内で起きた物の破損がすべてき損届の対象になるわけではない。
- ・き損届自体は、その事実を知った日から十日以内に届け出るべきもの。
- ・名古屋市が提出したものは受理するが、き損届自体がそれを受けて文化庁として即何か対応を求めるという趣旨のものではない。

(参考) 文化財保護法 (抜粋)

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二款 管理 (第三十条—第三十四条)

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者 (管理責任者又は管理団体がある場合は、その者) は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物 (第九十九条—第一百三十三条の四)

第一百八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

5 今後の方針

- ・ 特別史跡名古屋城跡は国民の貴重な財産であり、これを名古屋城総合事務所が国に成り代わって管理していることを改めて深く自覚し、その根拠法となる文化財保護法を熟知するとともに、「再発防止対策」に従って、史跡全体の適切かつ厳格な保存を最優先にしつつ、慎重に整備・活用を図っていくことを再認識する
- ・ 上記4の文化庁の見解を踏まえ、史跡内での物の破損・き損について文化財保護法第118条に基づく、き損届が必要な事象を明確化し、必要な場合とそうでない場合の対応方針を具体的に定める
- ・ 史跡内で石垣等の破損・き損が起きた場合には、速やかに観光文化交流局長に報告すること及び前記のとおり定めた具体的な対応方針を「再発防止対策」に追記する。なお、対応方針の運用について判断しかねる場合は、文化庁に速やかに一報を入れ、協議する
- ・ 届出の期限を守れるよう、必要な作業の進行管理を適切に行う
- ・ 特別史跡名古屋城跡の石垣の劣化が相当進んでいる現状に鑑み、できるだけ早く石垣カルテの作成を進めるとともに、その劣化状況を的確に把握し、まずは来年度の早い段階で天守台石垣の保存方針、引き続き城内石垣の保存方針を有識者の理解を得て作成し、継続的に対策を図っていく